

鎌倉市保育所等整備交付金事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の新設、修理、改造又は整備（以下「施設整備」という。）に要する経費の一部に対して補助金を交付することについて、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱(昭和41年2月23日告示第23号)に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において補助金の交付の対象となる施設及び事業は、保育所等整備交付金交付要綱(平成30年5月8日厚生労働省厚生労働省発子0508第1号。以下「国要綱」という。)第4項に定める施設又は事業をいう。

2 この要綱において、施設整備とは国要綱第5項に定める整備内容をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国要綱別表1-1から別表1-8までのそれぞれ第4欄に定める経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費を除く。

- (1) 土地の買収又は整地に要する経費
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合を除く。）に要する経費
- (3) 職員の宿舎に要する経費
- (4) その他施設整備として適当と認められない経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に掲げる補助基準額、補助対象経費の実支出額及び総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうち、最も低い額に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、鎌倉市保育所等整備交付金事業費補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適

正と認められるときは、交付額を決定し、鎌倉市保育所等整備交付金事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付の決定をした者（以下「補助事業者」という）に通知するものとする。

（補助金の交付決定前の着手の届出）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に施設整備に係る工事に着手するときは、事前着手届出書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、補助金の交付の決定前に施設整備に係る工事に着手することを認めるときは、その旨を事前着手承認通知書（第4号様式）により、当該届出を行った者に通知するものとする。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助金の交付が決定した事業（以下「補助事業」という。）について次の各号のいずれかに該当する変更を行う場合には、市長の承認を受けなければならない。

(1) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更は除く。）

(2) 建物の用途、利用定員又は補助事業に要する経費

2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。

3 補助事業者が前2項に定める市長の承認を受けようとする場合は、鎌倉市保育所等整備交付金事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を受けた場合には、その内容を審査し、適正と認めるときは、当該申請に係る補助事業の変更、中止又は廃止を承認するものとし、当該申請を行った補助事業者に対し、鎌倉市保育所等整備交付金事業費補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（着工報告等）

第9条 補助事業者は、施設整備の工事に着手したときは、工事着工後10日以内に鎌倉市保育所等整備交付金事業費補助金工事着工報告書（様式第7号）により市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた年度の12月末日までの施設整備に係る工事の進捗状況について、翌月10日までに鎌倉市保育所等整備交付金事業費補助金工事進捗状況報告書（様式第8号）により市長に報告しなければならない。

（実績報告等）

第10条 補助事業者は、施設整備が完了したときには、鎌倉市保育所等整備交付金事業費補助金実績報告書（第9号様式）に必要な書類を添付して、事業完了の日から14日以内に報告しなければならない。ただし、期日までに報告書の提出がされなかったことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかなきときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による報告が適正と認められるときは、実績に基づく支払いを行うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、鎌倉市消費税仕入控除税額報告書(第10号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 (平成30年8月22日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助事業	補助基準額
国要綱第8項(1)アに規定する保育所等施設整備事業	国要綱別表2-1に定める交付基準額に3/2を乗じた額
国要綱第8項(1)イに規定する保育所等施設整備事業（「大規模修繕等」を除く）	国要綱別表2-2に定める交付基準額に2を乗じた額
国要綱第8項(1)イに規定する保育所等施設整備事業（「大規模修繕等」）	次のいずれか低いほうの額 (1)原則、公的機関の見積もり (2)工事請負業者2社の見積もり
国要綱第8項(2)アに規定する保育所機能部分施設整備事業	国要綱別表2-5に定める交付基準額に2を乗じた額
国要綱第8項(2)イに規定する保育所機能部分施設整備事業	次のいずれか低いほうの額 (1)原則、公的機関の見積もり等 (2)工事請負業者2社の見積もり
国要綱第8項(3)アに規定する小規模保育事業所施設整備事業	国要綱別表2-8に定める交付基準額に3/2を乗じた額
国要綱第8項(3)アに規定する小規模保育事業所施設整備事業（「大規模修繕等」を除く）	国要綱別表2-9に定める交付基準額に2を乗じた額
国要綱第8項(3)イに規定する小規模保育事業所施設整備事業（「大規模修繕等」）	次のいずれか低いほうの額 (1)原則、公的機関の見積もり等 (2)工事請負業者2社の見積もり
国要綱第8項(4)に規定する防音壁を設置する施設整備事業	国要綱別表1-7の第3欄に定める基準に2を乗じた額
国要綱第8項(5)に規定する防犯対策の強化に係る整備を行う施設整備事業（門、フェンス等の外構の設置、修繕等の場合）	次のいずれか低いほうの額 (1)原則、公的機関の見積もり等 (2)工事請負業者2社の見積もり ※ただし、見積額が300千円未満の場合は補助の対象外とする
国要綱第8項(5)に規定する防犯対策の強化に係る整備を行う施設整備事業（非常通報装置等の設置の場合）	次のいずれか低いほうの額と1,800千円を比較していずれか低い額とする。 (1)原則、公的機関の見積もり等 (2)工事請負業者2社の見積もり ※ただし、見積額が300千円未満の場合は補助の対象外とする